

## 警察庁プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出状況について（令和4年度結果）

### 1 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量

種 別	年 度	令和3年度（※1）	令和4年度（※1）	前年度比
プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量（t）		175.0	245.3	140.2%
廃プラスチック類（※2）		175.0	149.6	85.5%
ペットボトル（※3）		—	53.7	—
その他の廃プラスチック類（※3）		—	42.0	—

※1 令和3年度調査は、プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律（令和3年法律第60号）施行前であったため、調査対象を産業廃棄物管理票（マニフェスト）を基に調査可能なプラスチック使用製品産業廃棄物等に限定していたものであるが、令和4年度調査よりペットボトル等を追加

※2 処理業者に処理を委託した産業廃棄物で、実測若しくは産業廃棄物管理票（マニフェスト）の重量を排出量として算定  
他の種類の産業廃棄物との混合物であって、廃プラスチック類を分けられない場合には混合物全体の量を排出量として算定

※3 当該自治体の判断で一般廃棄物とあわせて処理することが可能な産業廃棄物で、実測若しくは排出時に使用したごみ袋の容量等から排出量を算定

### 2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制、再資源化等の主な取組

- 排出量の抑制のため、職員にマイバックやマイボトルの使用を促した。
- ごみ集積場所等に自治体の分別ルールを掲載したほか、学生寮居室に分別ルールを記載した冊子を備え付けるなど、職員に排出抑制・再資源促進等について周知徹底した。
- 会議等の機会を通じて、職員にプラスチック資源循環法の趣旨等について教養した。
- 排出量の推移を示す教養資料を作成したほか、ポスターの掲示等により職員に対して排出の抑制を呼びかけた。